

白鷹町特定教育・保育施設等利用者負担額（保育料）表

【1号認定】

【2号認定・3号認定】

単位：円/月額

単位：円/月額

階層	児童の属する世帯階層区分	利用者負担額（保育料）
		1号認定 （3歳以上児） 教育標準時間
1	生活保護世帯	0
2	市町村民税非課税世帯 （市町村民税所得割非課税世帯含む） 【要保護者等世帯】	0
	市町村民税非課税世帯 （市町村民税所得割非課税世帯含む） ※第2子以降は無料	0
3	市町村民税所得割額 48,600円未満 【要保護者等世帯】	0
	市町村民税所得割額 48,600円未満	0
4	市町村民税所得割額 77,101円未満 【要保護者等世帯】	0
	市町村民税所得割額 77,101円未満	0
5	市町村民税所得割額 211,200円以下	0
6	市町村民税所得割額 211,201円以上	0

（備考）

1 同一世帯から2人以上の児童が入所した場合、第2子1を半額、第3子以降を無料とします。

2 要保護者等世帯とは、母子世帯、父子世帯、在宅障害児（者）のいる世帯のことでです。

3 市町村民税所得割額が77,101円未満の要保護者等世帯（階層2から階層4に属する世帯）について、第2子以降の保育料を無料とします。

4 市町村民税所得割額が77,101円未満の世帯については、子どもの年齢に関わらず、生計を一にしている子どものうち最も年長の子どもから順に数え、第2子半額、第3子以降無料とします。

5 市町村民税非課税世帯は、子どもの年齢に関わらず、生計を一にしている子どものうち最も年長の子どもから順に数え、第2子以降無料とします。

階層	児童の属する世帯階層区分	利用者負担額（保育料）				
		3号認定 （3歳未満児）		2号認定 （3歳以上児）		
階層	区分	保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間	
1	生活保護世帯	0	0	0	0	
2	市町村民税非課税世帯	要保護者等世帯	0	0	0	0
		その他の世帯 ※第2子以降は無料	0	0	0	0
3	市町村民税所得割額 22,000円未満	要保護者等世帯	7,150	7,000	0	0
		その他の世帯	16,300	16,000	0	0
4	市町村民税所得割額 48,600円未満	要保護者等世帯	7,500	7,350	0	0
		その他の世帯	17,000	16,700	0	0
5	市町村民税所得割額 75,000円未満	要保護者等世帯	9,000	9,000	0	0
		その他の世帯	23,500	23,100	0	0
6	要保護者等世帯かつ 市町村民税所得割額77,101円未満	市町村民税所得割額97,000円未満	9,000	9,000	0	0
		市町村民税所得割額97,000円未満	25,000	24,500	0	0
7	市町村民税所得割額130,000円未満	28,000	27,500	0	0	
8	市町村民税所得割額169,000円未満	36,000	35,300	0	0	
9	市町村民税所得割額265,000円未満	41,000	40,300	0	0	
10	市町村民税所得割額301,000円未満	45,000	44,200	0	0	
11	市町村民税所得割額340,000円未満	48,000	47,100	0	0	
12	市町村民税所得割額340,000円以上	50,000	49,100	0	0	

（備考）

1 この表の認定（年齢）区分は、その年の4月1日現在のものとします。

※ 年度途中で3号認定から2号認定に切り替わった（満3歳に達した）場合、次年度から2号認定の料金に切り替わります。

2 同一世帯から2人以上の児童が入所した場合、第2子を半額、第3子以降を無料とします。

3 要保護者等世帯とは、母子世帯、父子世帯、在宅障害児（者）のいる世帯のことでです。

4 階層2から階層12までに属する世帯であって、児童（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。）を3人以上監護し、かつ、これらの児童と生計を同じくする場合には、この表の規定にかかわらず、当該児童のうち、その出生の最も早いものから順に数えて第3子以降の児童に係る徴収金額を無料とします。

5 所得割額が77,101円未満の要保護者等世帯（階層2から階層6の一部に属する世帯）について、第2子以降の保育料を無料とします。

6 所得割額が要保護者等世帯について77,101円未満、その他の世帯について57,700円未満の世帯は、子どもの年齢に関わらず、生計を一にしている子どものうち最も年長の子どもから順に数え、第2子半額、第3子以降無料とします。

7 市町村民税非課税世帯は、子どもの年齢に関わらず、生計を一にしている子どものうち最も年長の子どもから順に数え、第2子以降無料とします。

8 保育短時間の認定を受けている児童で、8時間を超える保育を連続して5日以上必要とする場合、保育標準時間に認定を変更する手続きが必要です。